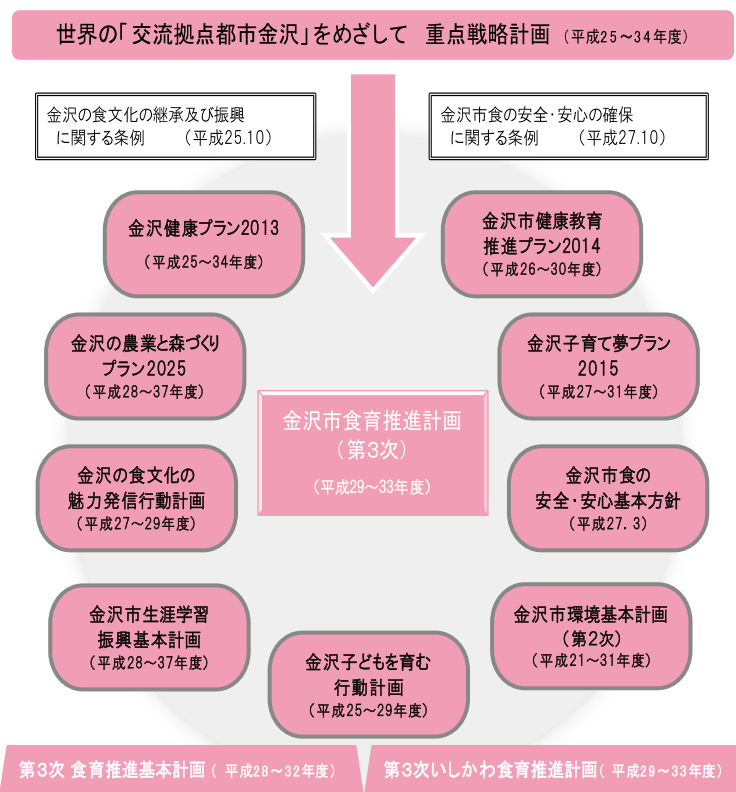


2. 計画の性格と位置づけ

本計画は、食育基本法第 18 条第 1 項に基づき、「第 3 次食育推進基本計画」及び石川県が作成する「第 3 次いしかわ食育推進計画」を基本とし、新たな都市像『世界の「交流拠点都市金沢」をめざして』を踏まえ講じるべき施策を取りまとめた「重点戦略計画」を上位計画として、「金沢の食文化の継承及び振興に関する条例」及び「金沢市食の安全・安心の確保に関する条例」の理念や趣旨に沿い、「金沢健康プラン 2013」、「金沢市健康教育推進プラン 2014」、「かなざわ子育て夢プラン 2015」、「金沢の農業と森づくりプラン 2025」、「金沢の食文化の魅力発信行動計画」、「金沢市食の安全・安心基本方針」など、関連計画等との整合性を図りながら、本市における食育を推進していく行動計画として作成するものです。



【他計画等との関連】

また、本計画は金沢の自然環境や、歴史、風土の中で培われた市民の習慣や生活の特性を生かした食育を推進するため、家庭、学校・保育所・認定こども園・幼稚園等の保護者、教育・保育関係者や社会福祉関係者、医療・保健、農林漁業、流通、食品関係事業者、企業、地域団体関係者等、社会における多様な分野の関係者及び関係団体が、主体性と協働の意識を持ちながら、計画的、継続的に取り組んでいく指針となる食育行動計画です。

主体性と、その連携・協働から広げる“実践の環”

【主体的実践の相関図】

